5　広域的な保護又は管理の目標
⑴　現状
⑵　保護又は管理の目標
⑶　目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れた連携施策の考え方
⑷　対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等）
6　広域的な保護又は管理における特定鳥獣の保護又は数の調整に関する事項
7　広域的な保護又は管理における生息地の保護及び整備に関する事項
⑴　生息環境の保護
⑵　生息環境の整備
8　広域的な保護又は管理における被害防除対策
9　広域的な保護又は管理におけるモニタリング及びフィードバック
10　その他広域的な保護又は管理のために必要な事項
⑴　広域的な実施体制（広域協議会の体制等）
⑵　特定計画及び都道府県協議会について
⑶　普及啓発
⑷　その他

⑵　技術ガイドライン等の整備

国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣の保護及び管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドラインを整備する。技術ガイドラインについては、専門家等の意見を踏まえ、都道府県にとって実効性のあるものとなるよう、概ね５年ごとに見直し、情報の更新に努めるものとする。技術ガイドラインにおいては、⑴②の地域個体群の輪郭等に加えて、広域的な鳥獣の保護及び管理、実施計画との連携等の詳細な事項についても示すこととする。また、効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドラインに反映する等により、普及を図るものとする。

⑶　特定計画の実施状況に関するフィードバック

国は、全国的な特定計画の作成及び実施状況等について定期的に把握し、必要に応じて都道府県に対して助言等の支援を行うものとする。また、実施状況に関する総合的な評価を、５年ごとに行うこととされている鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針の作成と合わせて行い、その結果を踏まえて必要に応じて基本指針や特定計画制度の検討を行うものとする。

また、国はこれらの見直しのために収集した情報やその解析結果を、都道府県が特定計画の見直しの際に活用できるよう情報提供を行うものとする。

2　地域における取組の充実

⑴　実施計画の作成の推進

都道府県又は鳥獣保護管理事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行うものとする。

また、目標数の達成のためには、地域に即した捕獲手法の導入及び体制整備を図るよう努めるものとする。

さらに、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。

⑵　実施計画に基づく保護及び管理の推進

鳥獣による被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣の保護及び管理の取組に努めるものとする。

このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護及び管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護及び管理の目標を特定計画に位置付けることについても検討するものとする。

3　休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用

第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合であって、第二種特定鳥獣管理計画の対象区域内の休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟が、当該特定計画の達成を図るため特に必要と認められるときには、都道府県知事は法第14条第１項に基づき、当該都道府県区域内の休猟区の全部又は一部について当該第二種特定鳥獣に関して捕獲等をすることができる区域を指定し、第二種特定鳥獣管理計画の効果的・効率的な目標達成を図るものとする。

なお、鳥獣の生息状況を把握し、対象とする第二種特定鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないように区域を指定するものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の実施期間中においてもモニタリングを行い、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて当該区域の指定を見直すものとする。

4　入猟者承認制度

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体群管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、環境大臣又は都道府県知事は法第12条第３項に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の管理を行うものとする。

当該制度については、特定計画に基づく鳥獣の保護及び管理の一環として行うことで、当該特定計画の科学的・計画的な保護及び管理がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせて活用を図るものとする。

第四　人材の育成・確保

1　鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保

鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、都道府県等の行政機関を始め、研究機関や鳥獣の保護及び管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。

なかでも、鳥獣の保護及び管理の推進に当たっては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣の管理の実施に関する助言・指導が求められている。

都道府県においては、鳥獣の保護及び管理に関する各種計画（鳥獣保護管理事業計画、特定計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画）の作成、実施及び結果の評価等を適切かつ円滑に実施できる人材の育成・確保に努め、当該人材を鳥獣行政担当職員として配置することが求められる。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する場合においては、適切に実施するための事務（関係機関との調整、事業の契約事務、受託者の監督等を含む。）を円滑に行うことができる人材を、都道府県の関係部署及び出先機関に適切に配置することが求められる。